

第 6 期文部科学省国立研究開発法人審議会への送りについて

令和 7 年 3 月 5 日
国立研究開発法人審議会

1. はじめに

文部科学省国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）は、平成 27 年の設置以来 10 年にわたって「研究開発の最大化」を目的として、文部科学省所管の国立研究開発法人の実績評価、中長期目標の策定等について、文部科学大臣に対して様々な観点から意見を述べるとともに、各国立研究開発法人に対しても意見や情報提供を行ってきた。審議会は、この 10 年で 33 回を数え、その過程において委員各位より有益と思われる意見が多数提示され、それらを踏まえながら審議を進めてきた。

そこで 10 年の節目に当たり、これまでに蓄積してきた知見等について、次期以降に継承すべきポイントを取りまとめることとした。個別具体的な内容を記載した「文部科学省国立研究開発法人審議会（第 32 回）までの各法人の評価等を踏まえた指摘事項について」と共に、部会を含めた今後の審議に役立てられることを期待する。

2. 審議のベースとなる考え方について

○判断の根拠について

法人のアウトカム評価については、できるだけ第三者の見解（法人内でもよいが、できれば法人外の見解があるとよい）や根拠となる合理的なエビデンスを確認すること。

○評価期間の考え方について

「独立行政法人評価制度の運用に関する基本的考え方」（令和 4 年 4 月 8 日独立行政法人評価制度委員会決定）において、「長期性・不確実性等といった研究開発の特性にも留意しつつ、各主務省・研究開発に関する審議会の枠を超えて、国全体としての研究開発成果の最大化を意識した調査審議を行う。」と記載されたことから、中長期計画に対する達成度に加えて、その先の計画や展望あるいは課題を将来に向けてどう取り組んでいくかという観点の評価を取り入れること。

○実績評価の観点について

7 年という中長期期間においては、科学技術の進展や国際的な状況の変化により顕在化してくる AI の利用に伴う倫理的な問題などの当初想定されていなかった様々な課題に対し、法人が正しく取り組んでいるかを意識すること。

○研究開発成果の最大化のために

研究開発成果の最大化を目指し、独立行政法人通則法が改正されて「国立研究開発法人」が誕生して10年が経過しようとしているが、「研究開発成果の最大化とは何か」ということについては、単に中長期目標・中長期計画と業務実績を比較して国立研究開発法人を評価するだけにとどまらないものであると考えている。したがって、研究開発を実施して評価を受ける国立研究開発法人だけでなく、評価する側である審議会においても「研究開発の最大化とは何か」を追求していくべきである。

研究開発成果の最大化のためには研究者のモチベーションが重要であり、研究者や機関の更なる評価の高みというところで正のスパイラルにつなげるため、できるだけ研究機関の発展・展開につながる評価、また機関や各研究者をエンカレッジするような評価を目指すこと。

また、研究開発成果の最大化のためには、評価を行うだけでなく、中長期目標及び中長期計画といった計画が適切に設定されているかも非常に重要である。そのため、中長期目標の策定及び変更に係る検討においては、各法人とのやり取りも含め、十分な意見交換を行った上で進めていくべきである。

3. 特に注目すべき事項について

○評価区分について

評価区分（S～Dの評語が付される。）の基準は明文化されているものの、実際には明確に判定することは難しい。例えば、単一のプロジェクトが顕著な成果を上げた場合に項目全体でも顕著な成果と判断できるのか等、項目、期間、法人全体等を総合的に評価する際には、審議会としての考え方・判断基準を共有すべきである。

また、基礎的・基盤的なプロジェクト、基金等の資金運用による成果、組織の効率化などの劇的な進捗が期しがたい項目に係る評価については、十分な議論が必要と考えている。

○プロセス評価について

長期的なプロジェクトに係る評価については、プロジェクト全体を複数のステージに分けることにより進捗を確認することを期待している大型長期開発が必要な宇宙分野で考え方がまとめられているが、広範な分野での具体的な方法については今後の課題と認識している。

○内部統制について

社会情勢の変化、科学技術の進展に伴う新たなリスクの出現、国立研究開発法人に求められる役割の増加などに的確に対応するためには、理事長のリーダーシップと内部統制を制度化するとともにボトムアップとの融合により組織文化として根付かせることが重要であるとの観点から、法人の組織運営を評価する必要がある。

○研究セキュリティ・研究インテグリティについて

研究開発に当たっては、研究セキュリティ・研究インテグリティの確保は重要であるが、その具体的な取組については始まったばかりであり、今後の各法人の取組を確認しながら適切な助言を行う必要がある。今後は、各法人が実際の現場で経験した問題点等を共有しながら意見交換を行うことにより、必要な対応を検討していくことが重要である。あわせて、適時・適切に示されるであろう国としての方針も踏まえて審議会として議論を進めていくことを期待している。

4. おわりに

これまで10年にわたって国立研究開発法人の事業実績等に対して各委員の有する専門的な視点を基に意見を述べてきた。業務の実績及び進捗は数値のみで判断できるものではなく、常に新たな観点を加えながら法人の活動を見てきたが、それは今後とも変わらないと考えている。

各部会は、法人の活動について法人から直接情報を入手することから、年度実績評価等についての審議において非常に重要な立場にある。各部会長は、審議会において部会としての結果を報告するだけでなく、法人の状況を伝達し、全法人の活動の活性化や成果の最大化に貢献する役割を負っていることを認識し、法人と十分な議論を行うことに注意を払う必要がある。また、審議会での議論等を部会や法人にフィードバックする視点も重要である。

社会の情勢及び国立研究開発法人を取り巻く環境は常に変化しており、研究開発の最大化のためには、様々な視点からの柔軟な助言が必要であることはこれまでと変わらない。これまでの10年の経験を礎に、国立研究開発法人の組織としての活動のみならず所属する研究者が更なる発展を遂げられるよう、次期以降の国立研究開発法人審議会の活動に期待したい。